

小千谷市障害者支援センターさつき工房  
就労継続B型事業重要事項説明書

◎わたしたちの事業者の概要は次のとおりです。

名 称	社会福祉法人小千谷市社会福祉協議会
所 在 地	小千谷市大字桜町5140番地
電 話 番 号	0258-83-2340
代 表 者 氏 名	会長 久保田 千昭
設 立 年 月 日	昭和55年4月1日

◎わたしたちの事業所の概要は次のとおりです。

事業所の種類	就労継続支援B型事業 平成19年4月1日指定
事業所名	小千谷市障害者支援センターさつき工房
所在地	小千谷市上ノ山1丁目2番15号
電話番号	0258-82-0403
FAX番号	0258-82-0430
利用定員	20名
営業日	月曜日から金曜日 但し、国民の祝日と12月29日から1月3日まではお休みとさせていただきます。
サービス提供時間	午前9時から午後4時30分
通常の事業実施地域	小千谷市全域、長岡市川口・小国地域、魚沼市
職員構成	管理者 1名（兼務） サービス管理責任者 1名以上 職業指導員 1名以上 生活支援員 3名以上
第三評価の実施状況	（なし） ・ あり （ 年 月）

◎わたしたち（事業者）があなたに提供するサービスの概要は次のとおりです。

### 1 提供するサービスの内容

あなたに提供するサービスの内容は**就労継続支援B型事業**です。

「就労継続支援B型事業」は通所による就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者は、一般就労への移行に向けての支援をします。

具体的には次にあげる業務です。

#### 【業務の概要】

すべてのサービスは「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。なお、「個別支援計画」の写しは利用者には交付いたしません。

< 訓練等給付費対象サービス内容 >

サービスの種類	サービスの内容
相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
訓練	一般就労に必要な知識、能力の向上のための必要な訓練を行います。またその他の便宜を適切かつ効果的に行います。

生産活動	生産活動の機会を提供します。 ①受注加工作業 ②自主製品の製造・販売 ③その他 《工賃の支払い》 上記の生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者に支払います。
実習及び求職活動等の支援	一般就労に向けて、知識・技能が高まった利用者には、公共職業安定所、障害者就労・生活支援センター等の関係機関との連携をとりながら職場実習の実施や、求職活動の支援の実施、職場定着のための支援を行います。
事業所外支援	常時サービスを利用している利用者が、心身の状況の変化により、5日以上連続して利用がなかった場合は居宅を訪問して利用状況を確認し、月2回を限度として同意の上で支援を行います。
健康管理	医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて、利用者の健康保持のための適切な支援を行います。

### 【業務取扱方針】

利用者とそのご家族の意思及び人格を尊重して、常に利用者等の立場を考慮し、心身の状況に応じ自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術を持ってサービスの提供にあたります。

## 2 管理責任者

あなたの利用する施設の管理者は次のものです。

管理責任者	氏名	連絡先
管理者	森山 知英子	電話0258(82)0403

## 3 利用者負担金

### (1) 訓練等給付費対象サービス内容の料金

訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金のうち9割が訓練等給付費の対象となります。利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いいただきます。

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

- (2) これ以外に実費等を要する場合は書面などによって説明し、同意を得た上でご負担をいただきます。
- (3) 利用者負担金について、詳しく確認したいときは、管理者、またはサービス管理責任者までご連絡ください。
- (4) あなたの都合でサービスの利用を中止する場合でもキャンセル料はいただきません。

## 4 利用料金のお支払い方法

前記の料金は1ヵ月ごとに計算し、ご請求しますので、月末までに、当事業所窓口で現金支払いにてお支払ください。

## 5 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

### ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 森山 知英子
-------------	------------

- ② 成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 苦情解決体制を整備しています。
- ④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ⑤ 虐待防止のための対応を検討する委員会を設置しています。

## 6 身体拘束の禁止について

- (1) 事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。
- (2) 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、利用者又はその家族に十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとします。

- (3) 事業者は、身体拘束等の適正化を図るための対策を検討する委員会を定期的を開催し身体拘束等発生時の対応等体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を新規採用時や定期的実施する等の措置を講じるものとします。

## 7 ハラスメントの防止について

- (1) 事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。
- (2) ハラスメントは、福祉サービスの提供を困難にし、関わった職員の心身に悪影響を与えるため、次のような行為があった場合、状況によっては福祉サービスの提供を停止させていただく場合があります。
- ① 職員に対する身体的暴力（叩く等の身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
  - ② 職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
  - ③ 職員に対するセクシャルハラスメント（性的な話をする、必要もなく手を触る等の性的な嫌がらせ行為）
  - ④ 職員や事業者に対して、理不尽な苦情を申し立てる等のその他行為

## 8 業務継続計画の策定等について

- (1) 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。
- (2) 事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。
- (3) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

## 9 衛生管理等

- (1) 事業者は、感染症が発生し、又はまん延しないように、感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するものとします。
- (2) 事業者は、感染症の予防及びまん延防止のための体制の整備を行うとともに、職員に対し研修及び訓練を定期的実施するものとします。

## 10 緊急時・事故発生時の対応

サービスの提供により緊急時や事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとします。

### 11 秘密保持と個人情報の保護について

#### (1) 秘密保持の厳守

事業者及び職員は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、利用者とのサービス提供契約が終了した後や職員との雇用契約終了後も同様とします。

#### (2) 個人情報の保護

事業者は、サービス担当者会議等において、利用者及びその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により、同意を得ておかなければなりません。

### 12 苦情相談窓口

- (1) わたしたちの提供するサービスについて、ご意見、ご要望、苦情等がありましたら 遠慮なく下記の苦情受付担当者にご相談ください。誠意をもって話し合いを行い解決改善に努めます。

苦情受付担当者	森山 知英子	電話 0258-82-0403
---------	--------	-----------------

- (2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

第三者委員	苦情解決における客観性を確保し、苦情申出人に対する適切な対応を図るため第三者委員を置いています。 第三者委員の氏名は、施設に掲示してあります。	
苦情受付機関	小千谷市福祉課	電話 0258-83-3517
	新潟県福祉サービス運営適正化委員会	電話 025-281-5609

### 1 3 損害賠償保険の加入

作業中、通所中の事故によるけがは（財）全国精神障害者家族会連合会の訓練事業所総合保障制度の適応範囲内で保障します。

### 1 4 サービス提供の記録の保存

- (1) 事業者は、利用者に対する指定就労継続支援B型の提供に関する諸記録を整備し、当該指定就労継続支援B型を提供した日より5年間保存しなければなりません。
- (2) 事業者は、契約の終了にあたって必要があると認められる場合は、利用者の同意を得たうえで、利用者の指定する他の相談支援事業所等へ、サービス提供等の記録などの写しを交付するものとしてします。

### 1 5 職員の研修について

事業者は、全ての職員に対し、職員の資質向上のため、次のとおり研修機会を設けるものとしてします。

- ① 採用時研修 採用後1か月以内に実施
- ② 継続研修 随時

### 1 6 サービス利用にあたってあなたに注意していただきたいこと

- (1) 障害福祉サービス事業において、訓練等給付費の支給決定を受けた方が、対象となります。
- (2) 体調の変化などでサービスの利用ができなくなったときは、できるだけ早めに当事業所（電話番号82-0403）までご連絡ください。
- (3) ご利用の際は、さつき工房のきまりをお守りください。約束が守れない場合は退所していただくことがあります。
  - \*利用者の思想、信仰は自由ですが、ここで知り得た他の利用者及びご家族等に対する宗教、政治、営利活動はご遠慮ください。
  - \*他者への迷惑行為（暴言、暴力、性的嫌がらせ等）は行わないでください。
  - \*施設内では飲酒できません。
  - \*敷地内は禁煙です。
- (4) 入院、その他の事情で3か月利用がなかった場合、利用者、家族及び関係者等と話し合いのあと、一度退所していただくことがあります。

令和 年 月 日

サービスの提供に先立って、上記のとおり説明しました。

説明者 氏名 \_\_\_\_\_

私は、本書面に基づいて事業者から就労継続支援B型事業の重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

代理人住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

双方が同意した証として、この契約書別紙（重要事項説明書）を2通作成し、それぞれ1通を保有するものとしてします。